平成２３年（フ）第８０７５号
大阪府茨木市沢良宜西１－４－１　エミネンス南茨木402号室、住民票上の住所大阪府茨木市水尾２丁目１番35―511号
債務者　矢後　孝典
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１２２号
大阪府枚方市三栗２丁目２番14―404号
債務者　緒方登代美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１７１号
大阪府枚方市桜丘町22番８号
債務者　河口　英治
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０７号
大阪市東住吉区鷹合４丁目19番５号
債務者　徳田　悌則
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２５３号
大阪市港区田中２丁目８番21―1010号
債務者　藤原　麗香
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２７８号
大阪府守口市馬場町３丁目14番14―401号、前住所大阪府大東市新田北町３番22号
債務者　山本　　展
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１５号
大阪府豊中市庄内栄町５丁目１番19号
債務者　中石　　實
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３６号
大阪市浪速区大国１丁目11番10号　ふじマンション208号
債務者　春山日順こと　韓　　日順
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１３号
大阪市平野区平野本町３丁目４番３号　ハイツ・エルム110号
債務者　大門　　強
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４４９号
大阪市生野区林寺４丁目４番９号
債務者　北岡　輝幸
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４９０号
大阪市東淀川区淡路１丁目９番17号　今井文化203号
債務者　福永　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５７６号
大阪府豊中市稲津町１丁目９番11号
債務者　藤谷　義明
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６６４号
大阪府豊中市長興寺南１丁目６番26―106号、住民票上の住所大阪府豊中市服部本町２丁目５番５―104号
債務者　山﨑　弘毅
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０６号
大阪市西淀川区柏里１丁目８番７号　大谷マンション４Ｆ、前住所大阪市東淀川区大桐５丁目19番11号
債務者　岩井　弘通
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８１１号
大阪市生野区巽北２丁目14番16―203号、事業所所在地大阪府東大阪市渋川町３－１―22
債務者　ひさまつこと　浅田　正男
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３９号
大阪府八尾市志紀町２丁目106番地　良福荘12号
債務者　木下　義治
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５号
大阪市東淀川区大桐３丁目５番５号　シュロス野口Ⅱ307号
債務者　田井江美子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部